注射薬品名	規格単位	薬価円
（こ）		
ゴナックス皮下注用80mg	80mg 1瓶	23,693
ゴナックス皮下注用120mg	120mg 1瓶	29,126
外用薬品名	規格単位	薬価円
（お）		
オーキシス9μgタービュヘイラー28吸入	252μg 1キット（9μg）	1,660.00

○厚生労働省告示第四百八十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

34	06007xxx97x3xx
	06007xxx97x40x
スニチニブリンゴ酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx97x41x
	06007xxx99x3xx
	06007xxx99x40x
	06007xxx99x41x
35	100360xxxxxxxx
ソマトロピン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年8月24日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	

○厚生労働省告示第四百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の1506から1517までの項中

「2あり	スニチニブリンゴ酸塩，エベロリムス，ソラフェニブトシル酸塩 」を

「2あり	スニチニブリンゴ酸塩，ソラフェニブトシル酸塩，アキシチニブ 」に改める。

○農林水産省告示第二千百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第千百六十三号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第二千百二十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の二の4の⑶の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○農林水産省告示第二千百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十三条（同令第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年七月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の二の2の⑹の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○経済産業省告示第百八十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410263	三井　一正	410264	細田　和宏
410265	渋屋　隆一	410266	西岡　玲里
410267	高本　直人	410268	中村　文彦